

令和 8 年度第 1 回西東京市農業振興計画推進委員会議事録

会議の名称	令和 8 年度第 1 回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	令和 8 年 6 月 29 日（月） 14：00～16：00
開催場所	田無第二庁舎 4 階会議室 1
出席者	（委員）後藤委員長、田中副委員長、保谷（隆司）委員、中野委員、本橋委員、杉山委員、平野委員、及川委員 （事務局）西東京市生活文化スポーツ部 安達主幹、産業振興課 本田係長、永井主査、原田主査
欠席者	保谷（尚昭）委員、鵜野委員、浜野委員、田中委員
議題	（１）第 3 次西東京市農業振興計画の施策について （２）市民農園について （３）その他
会議資料	・資料 1 西東京市農業振興計画推進委員会 委員名簿 ・資料 2 第 3 次西東京市農業振興計画施策一覧 ・資料 3 市民農園利用料見直しについて ・資料 4 市民農園利用料 回答まとめ
会議内容	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
○事務局： 【事務連絡】 欠席者 4 名。 傍聴者 1 名。 ○後藤委員長： 事務局より配布資料の確認をお願いしたい。 ○事務局： 【配布資料の説明】 ○後藤委員長： 議題（１）第 3 次西東京市農業振興計画の施策について、事務局よりご説明いただきたい。 ○事務局： 資料 2 の第 3 次西東京市農業振興計画施策一覧をご覧いただきたい。こちらは令和 7 年度に取り組ん	

だ内容についての評価として、「A」「B」「C」「D」で評価している。「A」が計画に合致し執行された、「B」が取り組みに改善の余地がある、「C」が取り組み不十分、「D」が未実施である。

取り組み予定については令和8年度にどのように取り組んでいくかを示したものである。

(以降、項目ごとの説明)

○後藤委員長：

この件について、ご意見又は質問をお願いします。

○平野委員：

⑩農地の貸借の推進について。農地長期貸借促進奨励事業という10年間農地を貸借した場合に奨励金を交付する事業があるが、現状生産緑地では難しい状況。令和8年4月からお試し期間を2年間設け、お試し期間にも奨励金を交付するという事業の拡充を行った。農地を貸すと奨励金がもらえ、貸借に移行しない場合でも広域型生産緑地バンクにつながるので、「貸借は互いにメリットがあるということを周知する」という内容を取り組み予定に記載してもらえるといいのではないかな。

○田中副委員長：

先ほどの奨励事業は東京都から補助金を受けて東京都農業会議が実施している。生産緑地の貸借はまだまだこれからだが、令和7年度は数件あった。

なぜ東京都がこの事業を実施するかというと、10年間の農地貸借をしてくれた人は特定生産緑地の更新もしてくれるだろうし、またそのようなことを考えて農地を維持してくれる人を増やそうという考えがある。

○保谷隆司委員：

長期で農地を借りた場合は小作権が発生するのか。

○田中副委員長

農地法の貸借ではなく、都市農地貸借のため小作権は発生しない。

○杉山委員

⑯の④、女性農業者の家族協定とは何か。

○事務局

家族協定とは、家族の中で給料や労働時間等について明文化する取り決めである。

○杉山委員

前回の委員会で、給食食材について学務課との調整、農作物の残渣について清掃部門との調整について話が出たが進展はあったか。

○事務局：

給食で規格外の野菜を使用することは現実的に難しく、すぐに調整できるものではない。長い目で話をしていく必要がある。

調理時間が決められた中で規格外の野菜を取り入れて調理することが難しい問題と聞いている。

○杉山委員：

可能なものから取り組んでほしい。せっかく作られたものなので学校側でももう少し努力してほしい。

○中野委員：

学校給食に野菜を提供している立場として、子どもたちに安全で安心なものを提供することが大きな比重を占めている。規格外のものも安全なことは間違いないが、形が歪であったり穴が開いていたりすると、安心なものとして受け入れられないケースが多い。生産者にとっても規格外のものを利用してもらえればありがたいが、現実的には難しいようである。

○杉山委員：

最近市内の大きな農地がなくなっている現場をあちこちで見る。市のデータでも所有権・利用用途とも変わる農地法第5条による届け出、いわゆる宅地開発が増えている。相続問題や担い手の問題が絡んでいると思うが、農地が減少していけば農業振興施策を行う基盤そのものがなくなってしまう。近隣自治体では、農地の買取申し出の予算を倍にしているところもある。予算が絡む問題なので簡単でないと思うが、市として農地保全をどのように考えているか。

○事務局：

令和6年度は4.6ha、令和7年度は4.4haという面積が農地法第5条により転用されている。農地が減少している大きな要因は相続であると考えするため農地減少自体を止めることは難しいが、農地貸借を活用していきたい。また、市が農地を買い取って公園や農地として残していければいいが、予算の関係もあるので時間のかかる問題である。市のどこの部署が買い取るかによって農地の活用の仕方も異なるため、市役所内での調整も必要になる。

生産緑地も毎年減少しているが、市で農地を買い取り、農地を残していくにはどうしたらよいかということも農業委員会で考えている。

○後藤委員長：

後継者不在が原因で減少している面積もあると思うが、後継者をどのように育てていくかということについて考えられることはないか。

○平野委員：

東京都では補助事業がある。農外からの参入については東京農業アカデミーという研修農場が八王子にあり、そこを卒業して近隣の自治体で就農した人は規模を拡大している。農業後継者では農林水産振興財団が主催する研修や地域の指導農業士のもとで研修を受け、就農に向けて技術的支援や経営的支援を受けるケースもある。

補助金に関しては、後継者が購入する農業機械やハウスの補助率を高く設定している。自分で食べていけるだけの収入がなければ難しいと思うが、資材や技術的な支援については東京都や東京都農業会議が相談に乗って支援を行っている。

○後藤委員長：

研修はたくさんのメニューがあり、後継者についても40代の就農者に対しても補助が出るようになっているが、子ども世代が継いでいくことができるよう地域や農家同士の話し合いの中で取り組めることはないものか。

○中野委員：

7人の家族がおり、父、母、私、息子が就農しているが、現状の東京都の農業規模では生活が成り立たないのが現実。我が家は農業収入以外の収入もあるため生活ができており、東京都の就農支援は充実していると思うが、都内で就農して食べていけるだけの収入を得られるかを考えると二の足を踏んでしまうのではないかと考える。

○保谷委員：

農地を残すという観点だけで考えれば、納税猶予制度があるため残すことは可能。しかし後継者がいない場合は誰が農地を管理していくかが問題になる。知り合いの農業者の話だが、ほとんどの農家が農業は続けていけないと話しているという。これは売り上げの大小ではなく、価値観の問題である。

地方では子どもと一緒に農業を始めても離農する人が多い。子育てをしていると、それがネックで経営が立ち行かなくなることが多いが、そのことを視野に入れていない段階でも農業を始めてみようという人もいる。現実として、新規参入をした人たちの中で失敗する人も多いということを伝えていかなければならない。

子どもを農業の後継者として育てることが必要という人もいるが、なかなかうまくいくものではない。そのため、農地貸借により外部参入をいかにうまく進めていくか、農地にも中小企業の事業継承のような感覚も必要。農地は納税猶予制度を利用して残し、営農は外部参入者に担ってもらおうという仕組みを進めていかなければ難しい問題だと思う。

○後藤委員長：

大変な問題なのですぐに解決できるものではないが、このような問題を真剣に議論していくことを積み重ねていかなければ先は無くなってしまう。

他に意見はないか。

○保谷委員：

地産地消の問題について。以前に比べると出荷している農家が減ったように思う。以前は出荷をした際に地域で使い切れないものは市場が分散して再配分する機能があった。現在は農家全体がいかに地域内で販売をするか工夫しているが、全量が地域内流通で収まるのかという問題もある。

自身の場合は自宅の直売でほとんど販売ができていますが、分散出荷している方もいる。市場出荷の場合はB級品も含めて買い上げてもらっていたが、JAで販売する場合B級品は自分で販売しなければならず、売れなければ廃棄するということを考えると地域内流通で本当にうまくいっているのかと思う。

小平市では給食に提供される野菜の約3割が地元農家のものだが、それが限界だと思う。西東京市内の農家が生産した野菜をすべて地域内で販売、利用することは可能なかを調べたほうが良い。

直売が一番良いという意見ばかりが先行しているが、現実はなかなかうまくいっていないことも多い。

○後藤委員長：

西東京市の農家で農業後継者が何人就農し、または逆にやめたのかなどの人数は把握できているのか。

○中野委員：

農業委員会では後継者表彰の表彰者を決めている。農業委員会事務局の方でもヒアリングを行っていると思うが、後継者が何人いるというデータはあるか。

○事務局：

毎年1回、生産物状況調査を実施しており、その回答から新規就農した方をピックアップしているが、離農者については追いついていない。

○後藤委員長：

いろいろなことを考えていく基礎として、農家の状況を把握しておく努力は必要と思われる。

令和8年度の取り組みについては、どの項目に力を入れていくのかが明確になると委員会での議論もそこに重点を置くことができるのでよりよくなるのではないか。

他になれば（2）市民農園について資料3及び4の説明を求める。

○事務局：

（資料3及び4について説明）

○後藤委員長：

資料3及び4の説明について何か意見はあるか。

○保谷隆司委員：

自治体が開設している市民農園については1㎡当たりの単価が出ているが、農業者開設の市民農園や体験農園農料金についても1㎡あたりの単価で算出した方が料金の比較がしやすい。

○後藤委員長

他に意見はあるか。

○平野委員：

21市の1㎡あたりの平均額はいくらか。利用料を上げるにしても、近隣と見比べたときに高すぎることをないようにされたい。

○事務局：

21市の1㎡あたりの単価は472円である。

○後藤委員長：

西東京市の近隣というと大体どのあたりと比べるのか。

○平野委員：

東久留米市、東村山市、清瀬市近辺ではないか。

○中野委員：

固定資産税の額から考え、調布市などと比べることも勘案できれば良いのではないか。

○杉山委員：

杉並区は西東京市より地価が高いが、市民農園の利用料は西東京市より安い。政策的な価格設定をしていると思われるが、コスト計算、政策的判断、受益者負担割合の市の基準や近隣市の相場などいろいろあるが、市としてはどのような考え方が妥当と考えているのか。

○事務局：

市には使用料・手数料等の適正化に関する基本方針というものがあり、行政サービスの内容によって受益者負担割合の基準となる方針が示されている。市民農園については公費の割合が0～30%となっている。経費がどの程度かかっているのかにもよるので、一概に単価のみで料金が高い、安いということを判断することは難しい。

西東京市としては人件費や管理委託費等の高騰分については基本方針の範疇で見直していきたいと考えている。

○中野委員：

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に基づいて利用料を計算した場合、適正な料金はどの程度か。

○事務局：

人件費等の高騰分を考慮し、受益者負担割合の基準からみると年間6,000円程度と試算している。

○平野委員：

利用者アンケートから、設備や用具への要望があるとのことなので、利用料を値上げしても設備や用具に対する要望に応じていけば理解してもらえるのではないか。

ルール of 徹底など利用者同士のモラル改善にも利用料が使われると満足度が高くなると思うが、ルールの徹底というのは難しい問題であると思う。

○事務局

設備や用具が新しくなれば利用者も丁寧に利用するようになることが期待できるため、設備や用具の管理などをはじめ、良い環境を整えていくことが重要だと考える。

また費用をかけないところでは資料2で述べたように、共同除草日を設けることで利用者同士の意識醸成やモラル形成、防犯意識の向上に寄与できればよいと考えている。

市民農園のあり方として付加価値をつけることが必要であるため、推進委員の中で意見を聞いて検討材料としている。

○後藤委員長：

資料で見ると西東京市は他の自治体に比べ、自治体開設の市民農園の数や区画は少ないように見える。事務局の話としてあったように、市民農園の区画を一律とせず高齢等利用者の状況にあった小さい区画があっても良いのではないか。

また農地を確保し開設するのが難しければ、マンションや団地等の自治会と話し合い庭に農作業のできる場所をつくり市民農園の少なさを補うことも考えられる。木等のボックスに良い土壌を運んできて菜園とすることもできる。

○保谷隆司委員：

都営住宅の1階部分に庭があっても、そこでは野菜を作ってはいけないという決まりがあるところが多いと聞いたことがある。

○後藤委員長：

自治会としっかりと話し合い、木枠で作った農園に参加する人は自治会の決めたルールに従って利用すれば高い利用料を取らずに多くの人に参加できるのではないか。私の見たアメリカのボストンでは市民農園を作ろうと思ってもその土地が今までどのように利用されていたかがわからないという心配があり、むしろ木枠の長い長方形の畑を作り並べていた。

より多くの人野菜作りに参加できる場所を増やしていくための工夫が何かありそうだと思う。

他に意見はあるか。

○中野委員：

市は農業者開設の市民農園を推進していくというのが基本的な考え方だと思うが、農地保全という観点からすると肥培管理が追いつかない農業者は市民農園として農地を利用してもらう方が農地を守れるのではないか。

西原市民農園が近いのでたまに見るが、きれいに管理している人や雑草を生やしてしまっている人など管理の程度にばらつきがある。利用料を支払って区画の利用をしていると考ええると、しっかりと利用している人が多いと思うが、市の考え方に基づいて利用料の見直しを考えていくこと、農地保全の観点から農業者が開設する市民農園を増やしていく方向が良いのではないかと思う。

○後藤委員長：

農業者が経営の一つとして市民向けの農園を開き農地を保全していくことは必要である。その一方で、市民が安い料金で農業を体験できる公営の市民農園も必要と考える。どのくらい必要であるかは難しいが、市営の市民農園が1園閉園してしまった。それをカバーするような工夫は考えても良いのではないか。

○事務局：

市が開設している市民農園の区画は面積が一律ではない。自身の区画を管理しきれていない利用者もいるため、面積を小さくして区画を増やすことも検討している。その際、1㎡当たりの単価で料金を見ることができるとよいと考える。

○保谷隆司委員：

市の市民農園では借りられるのは一人1区画だと思うが、私が開設している市民農園では技量に合った区画数を使用してもらうことにしている。例えば新規参入したい人が、現場で野菜作りの感覚がわからない場合に市民農園の区画を4つ5つ借りて、研修で学んだことを実践する場として利用できる、新規参入予備軍の方を受け入れるという市民農園でもよいのではないかと考える。

80代の高齢者でも3区画60㎡借りている人もいるし、さらに増やしたいという人もいる。意欲のある人を受け入れていくという市民農園でもよいと思う。

貸借の問題だが、集団で貸借をすることができない。例えば4～5人で10aの畑を耕作したいと思ってもなかなか実現が難しい。そのため市民農園という形を取りながらそのように農業をしてもらうことも可能ではないか。それが先々に一人で農業に新規参入することのきっかけになれば良いのではないかと思う。

○杉山委員：

市民農園を利用していたことがあるが、利用者によってレベルが違う。利用料の見直しはするとしても、規制ばかりではなく体験農園で実施しているような、野菜作りがうまくいく方法についてのチラシやサービスなどがお金をかけずにできると良い。

○後藤委員長：

市民農園や体験農園の在り方については今後考えていくことが多いと思う。まちづくりを考えると個別ではなく共同で取り組む農園も必要であるし、有機栽培の体験農園をしたいという市民もいるのではないかと思う。いろいろな工夫ができると良い。

他になれば（3）その他に移る。

○事務局：

今年から市民農園の利用者のコミュニティ形成などを目的にイベント形式で共同除草日を設ける。共同除草日には農業者を招き、農作物についてのアドバイスをしてもらうというイベントを8月と9月に予定している。詳細は未定であるが何か意見があればいただきたい。

○中野委員：

8月と9月に実施ということなので、時間帯は早朝か夕方ということか。

○事務局：

午前8時から9時を予定している。8時から20～30分の除草、その後で農業者のアドバイスを20～30分の1時間程度と考えている。

○後藤委員長：

これまでは1年の終わりに利用者が集まるといったことはあったか。

○事務局：

コロナ以前は利用開始の説明会を現地で行っていたが、現在は会議室で説明会を開催している。

○後藤委員長：

利用者から意見をもらう場はあるか。

○事務局：

利用者からのまとまった意見を聞く場はなかったため、アンケートを実施した。個人からの問い合わせであれば都度あった。

○後藤委員長：

アンケートを取るよりも、直接意見を聞くことができる場を設けられれば、こちら側から援農ボランティアについての話をすることもできるかもしれない。

1年間でいろいろなことを全てはできないと思うが、そのようなことを考えてみたらどうかと思う。

○事務局：

共同除草日の際にそのようなことができればよいと考える。

○後藤委員長：

他に意見のある方はないか。続いて、事務局より事務連絡があります。

○事務局：

令和7年度第3回議事録について修正等がある場合、7月3日（金）までにご意見をいただきたい。

次回の委員会は11月頃を予定していますが、現委員の任期は令和8年9月28日となっておりますので、このメンバーでの委員会の開催は最後となります。

本日の委員会会議録につきましては、後日委員の皆様にご確認いただき完成させます。

○後藤委員長：

委員の方から全体を通してご意見等はございませんか。

それでは、「令和8年度第1回西東京市農業振興計画推進委員会」を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

《閉会》